

# 東京都立大山高等学校管理運営規程

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大山高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

## 第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

## 第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

### 1 部

(1) 教務部、生徒部、進路部を置く。

(2) 各部の所掌内容は次のとおりとする。

教務部は、教育課程の編成・実施等、教務に関する事項とともに、募集対策等、庶務に関する事項を所掌する。

生徒部は、生活指導計画の立案・実施等、生活指導に関する事項とともに、学校保健に関する事項を所掌する。

進路部は、進路指導計画の立案・実施等、進路指導に関する事項を所掌する。

(3) 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部所掌する。

### 2 学年

第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

### 3 教科

(1) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭、情報の各科を置く。

(2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語（英語）及び実技教科（家庭・芸術・情報）の各教科に1名の教科主任を設置する。教科主任は教科会を招集する。

### 4 企画調整会議

### 5 職員会議

### 6 委員会

(1) ①教育課程検討委員会、②教科書選定委員会、③図書館運営委員会、④ICT委員会、⑤安全衛生委員会、⑥施設委員会、⑦学校保健委員会、⑧学校開放事業運営委員会、⑨入学希望者委員会、⑩推薦に基づく選抜作業検討委員会⑪防災教育推進委員会、⑫教育相談委員会、⑬将来像検討委員会を置く。

(2) 各委員会の所掌内容は次のとおりとする。

- ① 教育課程審査委員会は、教育課程の検閲等に関する事項を所掌する。
- ② 教科書選定委員会は、教科書選定等に関する事項を所掌する。
- ③ 図書館運営委員会は、学校図書館の管理運営、図書館資料等の選定、業務委託受託者への指示、連絡等の事項を所掌する。
- ④ ICT委員会は、情報教育、学校ホームページ、校内ネットワーク整備等に関する事項を所掌する。
- ⑤ 安全衛生委員会は、学校の安全衛生に関する事項を所掌する。
- ⑥ 施設委員会は、学校施設の維持・管理に関する事項を所掌する。
- ⑦ 学校保健委員会は、学校保健、食物アレルギー対応、食育推進に関する事項を所掌する。
- ⑧ 学校開放事業運営委員会は、学校の開放事業に関する事項を所掌する。
- ⑨ 入学者選抜委員会は、入学者選抜に関する事項を所掌する。
- ⑩ 推薦に基づく選抜仲間審査委員会は、集積論・作文に関する事項を所掌する。
- ⑪ 防災教育推進委員会は、防災教育に関する事項を所掌する。
- ⑫ 教育相談委員会は、相談活動、特別支援教育に関する事項を所掌する。
- ⑬ 将来像審査委員会は、本校の将来的なあり方の検閲に関する事項を所掌する。

## 7 学校運営連絡協議会

### 8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

### 9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、職員会議における議題の整理、いじめ対策、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、主幹教諭が兼務するものを除く各部主任各学年主任とする。ただし、取り扱う事項の内容に応じて、校長が認めた場合は、他の担当者等が会議に参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第11 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員等も参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として月1回以上開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 司会

校長が選任する。

## 6 記録

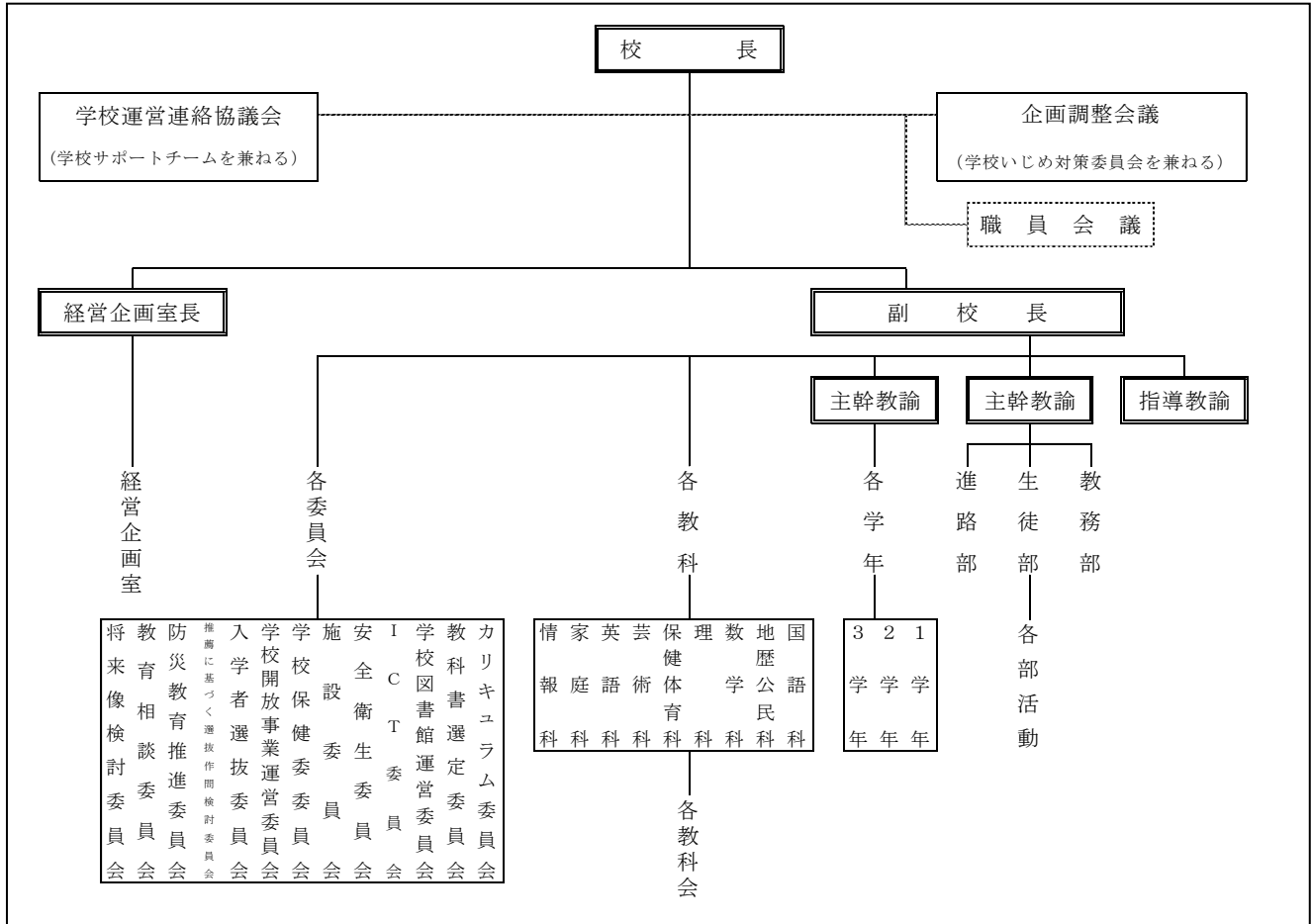
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

## 7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第12 分掌組織図

分掌組織図は下のとおりとする。



## 第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののため、校長が定める。

## 第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効果的な運営を図る。

## 第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

この規定は、平成10年12月25日付10大山高第530号にて決定し、以下の日にちに改正、施行した。

平成13年6月22日(改正)、平成15年4月1日(改正)、平成16年4月1日(改正)、平成17年4月1日(改正)、平成18年4月1日(改正)、平成20年4月1日(改正)、平成21年4月1日(改正)、平成22年4月1日(改正)、平成22年12月1日(改正)、平成24年4月1日(改正)、平成25年4月1日(改正)、平成26年4月1日(改正)、平成27年4月1日(改正)、平成28年4月1日(改正)、令和2年4月1日(改正)